

国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事(総務・<u>財務</u>担当)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事(総務・<u>財務</u>担当)をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事(総務・<u>渉外</u>担当)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事(総務・<u>渉外</u>担当)をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。